

令和8年1月28日

職員の懲戒処分について

このたび、本学職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

1. 被処分職員の所属・役職等

医学部附属病院 医員（男性 30代）

2. 処分の年月日

令和8年1月28日

3. 処分の内容

懲戒解雇

4. 処分に係る事案の概要

被処分者は、令和7年11月28日（金）午前2時ごろ、酒気帯び状態で自家用車を運転中、対向車線にはみ出し、対向車と正面衝突する事故を起こし、対向車の運転手に肋軟骨骨折等の怪我を負わせた。

被処分者は道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で米子警察署に現行犯逮捕され、その後、自動車運転死傷処罰法違反（危険運転致傷）及び道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で米子検察庁に送検された。

処分の公表に際して（学長コメント）

飲酒運転による交通事故は、尊い命を奪いかねない重大な社会問題であり、飲酒運転の根絶に向けた取り組みが社会全体で進められているところであります。

このような状況の中、本学職員が重大な犯罪とも言うべき不祥事を引き起こしたことは、誠に遺憾であり、被害に遭われた方、及び関係者の方々に心より深くお詫び申し上げます。

この度同人が引き起こした行為は、医療に携わる者としてはもとより、社会人としてあるまじきことであり、決して許されるものではありません。本学の社会的信頼を著しく失墜させた重みを鑑み、厳正な処分を行いました。

本学はこの事態を厳粛に受け止め、再発防止に取り組み、二度とこのような事態が発生しないよう、信頼の回復につとめてまいります。

鳥取大学長 原田 省